

# 令和6年度第2回成田市国民健康保険運営協議会 議事録

## 1. 日時

令和7年1月30日（木）午後2時開会

## 2. 開催場所

成田市役所 6階 中会議室

## 3. 出席者

### ○委員

幡谷会長, 井上委員, 児玉委員, 天田委員, 山田委員, 里見委員, 阿部委員  
栗田委員, 柴崎委員, 大木委員, 飯田委員, 幸野委員 以上 12名  
(欠席者: 伊藤委員, 保津委員, 眞鍋委員, 中島委員 以上 4名)

### ○成田市

谷平市民生活部長  
事務局  
(保険年金課)

太田課長, 宇井国保資格課税係長, 三上国保給付管理係長,  
高橋主幹, 松崎副主幹, 岩澤副主査, 木内主任主事  
(納税課)

窺課長, 手塚徴収係長

## 4. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 部長あいさつ
- (4) 感謝状贈呈
- (5) 議案

議案1 成田市国民健康保険税条例の一部改正について【諮問】

議案2 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について【諮問】

議案3 令和7年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について

議案4 令和7年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について

議案5 令和7年度成田市国民健康保険事業計画（案）について

- (6) 報告事項

報告事項1 成田市国民健康保険条例等の一部改正について

報告事項2 成田市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

報告事項3 成田市国民健康保険人間ドック受検費助成規則の一部改正について

報告事項4 その他

(7) 閉会

## 5 議事（要旨）

### ①議案1 成田市国民健康保険税条例の一部改正について【諮問】

○事務局（宇井係長）

議案1について説明。

本市では、国民健康保険の財政の健全化と負担の適正化を図る観点から、市民の急激な負担の増加とならないよう配慮しつつ、令和12年度に決算補填目的の法定外繰入を解消するために、令和6年度から国民健康保険税率の引上げを毎年度行うこととしている。引上げに当たっては、県から各市町村に毎年示される「標準保険料率」と本市の税率の差を令和12年度までの年数で除して算出した引上げ幅を適用し、税率として採用することとしている。令和6年度においては、国民健康保険税率の引上げにより、調定額で約1億2千万円の増額となっている。この度、千葉県から令和7年度標準保険料率の仮係数が示されたことから、令和7年度国民健康保険税の税率の改正を行おうとするものである。

次に、国民健康保険税の課税限度額について、本年度、法定課税限度額の後期高齢者支援金等課税分が24万円に引き上げられ、改正のなかった基礎課税分と介護納付金課税分と合わせ合計106万円となっている。また、法定課税限度額は令和7年度も引上げが予定されている。このことから、国民健康保険制度の広域化に伴う県内市町村との国民健康保険税等の平準化、国民健康保険事業の財源確保等の必要性を考慮し、課税限度額について、現行の法定課税限度額と同額に引き上げるため、成田市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものである。

なお、応能・応益割の賦課割合については、千葉県国民健康保険運営方針において、県から毎年示される「所得係数」に基づいた割合とすることとされており、今回、県から示された所得係数を基に、応能・応益割の割合を算出すると、52.98対47.02となるが、応能・応益割の割合の急激な変更は低所得者等の負担を急激に増大させるため、段階的な見直しが必要であることから、応能・応益割の割合についても、決算補填目的の法定外繰入を解消する令和12年度に県が示す割合を採用することとしている。この段階的な見直しを行った場合、令和7年度の本市の応能・応益割の割合は、55.89対44.11となる。この割合と、今回の税率引上げに伴う令和7年度の本市の応能・応益割の割合は、同一の水準となることから、今回は応能・応益割の調整は行わないこととする。

令和6年度から毎年段階的に税率改正を行うこととしたが、本市の国民健康保険特別会計の運営は現在も大変厳しい状況が続いている。税率改正は国保加入者の新たな負担となるが、県の国保運営方針に基づいた令和12年度までの決算補填目的の法定外繰入の解消、さらにその先の保険税率の完全統一を見据えた中で、加入者の急激な負担の増加とならないよう考慮しつつ改正を行うという、税率改正の基本方針に沿っての改正案と考えている。

質疑等：なし

採決：原案どおり可決

## ②議案2 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について【諮問】

○事務局（三上係長）

議案2について説明。

本市の使用料及び手数料の見直しについては、平成30年度末に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、検討を進めてきたところだが、令和元年に消費税率の改正に伴う消費税の転嫁に係る改正があったことに加え、その後のコロナ禍などを経て、見直し時期を延期してきた。

今般、受益者負担の適正化に向けて改めて検討を進めているところであり、令和6年11月に本市の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を決定した。この基本方針に基づき、全庁的に令和8年度から改定した使用料・手数料で運用を開始する予定としている。

基本方針では受益を得られる者と、受益を得られない者との間の公平性を確保するため、特定の市民を対象に行うものあるいは利用する者に何らかの利益が帰属するものについては、利用者からその一部又は全部に対する対価を求める「受益者負担の原則」を徹底し、算定の根拠を明確にすることによって市民に対する説明責任を果たせるよう、行政としての意思決定の透明化を図り、あわせてコストの縮減を目指している。

また、基本方針に基づいた、使用料・手数料の見直しを行うことで負担の公平化が図られ、結果として市民満足度を重視した行政サービスや簡素で効率的・効果的な行政経営につながるものと考えている。

なお、改定後の使用料及び手数料が現行料金を大幅に上回る場合など、利用者の負担増が施設利用に及ぼす影響が大きいときは、改定率を現行料金の1.5倍を上限とするなどの激変緩和措置が設けられている。

大栄診療所では、「成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例」

において使用料として「自動車使用料」が、また手数料として「診断書及び各種証明書」等が規定されており、基本方針に基づいて現行料金から改正する必要があるか検討することになる。

基本方針において、大栄診療所が所管する使用料及び手数料については、類似施設の状況などを踏まえ見直しを行うものとされている。

使用料については、類似施設では距離に応じた使用料の設定となっているところが多いため、単純な比較は難しいものの、原価計算との比較では現行料金を大きく上回る結果となっている。

一方、手数料については、原価計算との比較では現行金額と同程度または下回っているが、類似施設との比較では大きく下回る結果となっている。

この結果を受け、基本方針に則った改正案として、使用料については近隣の公立診療所の使用料の設計料金を参考としつつ、基本方針で定める現行料金の1.5倍を上限とする激変緩和措置を設けることとし、市内については460円、市外については790円とする。また、手数料については、類似施設との料金の開きが大きいことから、現行料金の1.5倍以内となるよう、本市を除いた類似施設の中で次に低価格の施設の料金に合わせ、診断書及び各種証明書を1,650円、賠償補償受領診断書を4,400円とする。

なお、死体検案書については、現行料金と本市を除いた類似施設の中で次に低価格の施設の料金を比較すると1.3倍を超えないため改正の対象外とした。

改正による影響額について、使用料については市外の利用実績がないため、市内のみ9件、1,350円。手数料については診断書及び各種証明書が201件、11万550円。賠償補償受領診断書が1件、1,260円。全体では11万1,810円を見込んでいます。

今後のスケジュールについては、全庁的な対応となることから令和7年1月から3月にかけて、各課所管の審議会へ諮問、答申。4月には条例案について調整会議、庁議へ付議。6月には6月定例会へ条例案を提案。そして令和8年4月から改定後の使用料・手数料で運用開始となる予定となっている。

質疑等：なし

採決：原案どおり可決

### ③議案3 令和7年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について ○事務局（三上係長）

議案3について説明。

歳入については、1款「国民健康保険税」の増加、3款「県支出金」と5款「繰入金」の減少が、また歳出については、2款「保険給付費」と3款「国民健康保険事業費納付金」の減少が、前年度予算と比較した際の大きな変動部分となっている。

歳入の詳細については、

1款「国民健康保険税」が、前年度比で約9千400万円増額している。被保険者数の減少傾向が続いているものの、保険税率の見直しをおこなうことが主な要因と考えられる。

3款「県支出金」が、前年度比で約6億8千万円の減額としている。「保険給付費等交付金」のうち、「普通交付金」は対象となる費用の全額について県から交付金が交付されるものとなるが、歳出の「保険給付費」を減額で見込んだことに伴い減額となったものである。

5款「繰入金」のうち「その他の一般会計繰入金」（歳出に対する歳入の不足分を一般会計から繰り入れているいわゆる法定外の繰入金）では被保険者数の減少傾向が続いているものの、保険税率の見直しを行うこと等から保険税の収入を増額で見込んでいる影響等により、約3億2千万円の減額としている。

以上が歳入の主なものとなり、合計では、前年度比9億2,063万1千円減の、124億9,073万円を計上している。

歳出の詳細については、

2款「保険給付費」は、各種保険給付費に係る費用であり、医療費としての支出が主な部分であるが、前年度比で約6億7千万円の減額としている。本市の国保被保険者数は減少傾向にあるが、医療の高度化等の影響により、近年1人当たり医療費は増加傾向が続き、医療費の額は同程度の水準となっていたが、令和6年度は前年度実績を下回る見込みとなっているため、こういった傾向を踏まえたものである。

3款「国民健康保険事業費納付金」が前年度比で約2億4千万円の減額としており、これは12月に千葉県より示された仮の額であり、今後改めて年度内に確定した額が示される予定となっている。当初予算への計上は間に合わないため、例年、翌年度の補正予算によって調整している。

以上が歳出の主なものとなり、合計では歳入と同額の

前年度比9億2,063万1千円減の、124億9,073万円を計上している。

質疑等：なし

採決：原案どおり可決

#### ④議案4 令和7年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について

○事務局（三上係長）

議案4について説明。

歳入については、1款「診療収入」の増加が、歳出については、1款「総務費」の増加が、前年度予算と比較した際の大きな変動部分となっている。

歳入の詳細については、1款「診療収入」が、前年度比で195万8千円の増額としており、令和6年度の決算見込額が当初予算額を200万円程上回っている実績も踏まえて、算出した額となっている。なお、受診者数は令和5年度と同程度の水準となる見込みだが、令和6年6月の診療報酬改定の影響もあり、令和6年度決算見込は令和5年度決算と比較すると約340万円減少する見込みとなっている。

3款「繰入金」は歳出に対する歳入の不足分を一般会計及び事業勘定から繰り入れられるものであり、一般会計からの繰入額は、前年度比で71万9千円の減額としている。

以上が歳入の主なものとなり、合計では、前年度比130万8千円増の、1億1,779万9千円を計上している。

次に、歳出の詳細については、1款、「総務費」が、前年度比で272万5千円の増額としており、職員及び会計年度任用職員の報酬改定が行われたことによるものである。

2款「医業費」が、前年度比141万7千円の減額としており、医薬品等の出荷調整等の影響により令和6年度決算見込が減少していることなどから減額となったものである。

以上が歳出の主なものとなり、合計では歳入と同額の

前年度比130万8千円増の、1億1,779万9千円を計上している。

質疑等：なし

採決：原案どおり可決

#### ⑤議案5 令和7年度成田市国民健康保険事業計画（案）について

○事務局（三上係長）

議案5について説明。

国民健康保険制度は、主に保険税からなる歳入と、各種保険給付からなる歳出の両方から成り立っており、この双方を適正なものとするのがその運営において重要なこととなってくる。

そのような前提を踏まえた上で、それを実現すべく、成田市として特に重点を置

く事項を「事業計画」に定め、さらにその事業計画に基づく具体的な取組みについて「事項別実施計画」に詳細を記した上で実施を進めていくものである。

なお、基本的には令和6年度計画を踏襲する形となっている。以下抜粋して説明。

『保健事業の推進』について、「特定健康診査事業」は令和6年度から健診受診率が低い40～50代の方の受診率を上げるための方策として市内医療機関にご協力いただき、個別健診の対象年齢を40歳以上へ拡大した。令和7年度も継続して実施していく。

「国保の視点からの地域包括ケアの推進」は後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳以上の方々に向け、市町村が保健事業と介護予防を一体的に実施しようとする「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」において、千葉県後期高齢者医療広域連合にて令和5年度からの実施を目標とし、本市も令和5年度から開始している。基本的には後期高齢者医療制度に基づくものではあるが、地域包括ケアの推進という観点から、国保部門における参画等についても推奨されているため、国保部門としてできることについて検討し、各部門と連携を図りながら事業への支援を行っていく。

なお、令和6年度に機構改革が行われ、新たに「地域医療政策課」が設置された。同課では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築することを目的とする「在宅医療・介護連携推進事業」を所管していることから、新たに令和7年度から担当課に追加している。

『保険税の徴収の適正な実施』について、「保険証等の交付」は昨年12月から健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことから、保険証は利用登録状況に応じてマイナ保険証及び資格確認書へ移行した。また、これまでの資格証明書については、資格確認書（特別療養）として継続されることとなったため、制度改正に合わせて事業計画についても内容の修正を行っている。

また、「現金給付分の保険税充当」は令和7年度の事業計画から削除している。

これは、令和6年度に千葉県による保険者指導が実施されたがその中で、現金給付分の保険税充当については本人からの申し出であっても、国民健康保険法第67条の規定「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない」に違反するとの指摘を受けたことによるものである。これまでの資格証明書世帯であれば、手順を踏むことで保険税への充当は可能となるが、本市では現時点で対象となる世帯は1世帯のみということもあり、計画に載せることまでは難しいと判断し削除している。

国民健康保険税の徴収については、これまでも納付しやすい環境整備に努めると

ともに、納付催告や日曜開庁時の納税窓口の開設により早期の接触を図ることに加え、納付催告後の早期滞納処分の実施により徴収率の向上を図り、また新規滞納者の発生を防ぐほか、以前から滞納が続いている者の滞納額の累積の抑制に努めてきた。現金給付分の保険税充当は重点事項から削除されるが、今後もこのような取組を維持し、徴収率の向上に努めていく。

採決：原案どおり可決

質疑等：なし

## ⑥報告事項1 成田市国民健康保険条例等の一部改正について

○事務局（宇井係長）

報告事項1について説明。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部が令和6年12月2日に施行されたことにより、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行され、国民健康保険法における被保険者証の交付に係る規定が削除された。また、マイナ保険証を持っていないなどマイナ保険証による被保険者等の資格の確認を受けることができない状況にある方については「資格確認書」を、マイナ保険証を持っている方については「資格情報のお知らせ」を交付することと定められた。

これに伴い、成田市国民健康保険条例において、国民健康保険法の削除規定を引用する条文があったことから、所要の改正を行う議案を令和6年9月定例会に提案したところ、原案のとおり可決されたため、令和6年9月26日に公布、令和6年12月2日より施行した。

同様に、条文または様式中に「健康保険証」に関する文言を規定していた4つの関係規則についても、所要の改正を行い、令和6年11月29日に公布、令和6年12月2日より施行した。

質疑等：なし

## ⑦報告事項2 成田市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

○事務局（三上係長）

報告事項2について説明。

国民健康保険法の規定により、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難である場合には、保険者である市町村が当該一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる旨が規定されている。

また、その具体的な取扱いについては、国からの通知において技術的助言として示されており、本市においてはこの通知の取扱いに準じて一部負担金の徴収猶予の対象となる、特別の理由や徴収猶予の期間を成田市国民健康保険条例施行規則で定めている。

今回の規則改正の趣旨としては、急患等として医療機関等を受診した国民健康保険の被保険者に対し、生活保護を職権で開始した後、当該者に資力があることが判明し、医療費相当額を返還請求する事案が生じたことがあったため、このような事案の発生を防止するため、生活保護の開始に代えて、本人の資力の有無が判明し、かつ、資力が活用可能となるまでの間、一部負担金の徴収猶予を活用するよう、国から通知があったことを受け、本市においても同様の事例が発生した場合に対応することが可能となるよう規則改正を行ったものである。

主な改正の内容としては、これまで徴収猶予の期間は最長で6か月と規定されていたが、被保険者が急患その他の緊急やむを得ない特別の理由により、保険医療機関等を受診した場合、最長で1年間、一部負担金の徴収を猶予することができる旨の規定を追加し、また、一部負担金の徴収猶予に係る手続について、事前申請が原則であるところを被保険者が急患その他の緊急やむを得ない特別の理由により、保険医療機関等を受診した場合に限って事後申請を認める旨の規定を追加した。

成田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則は、令和6年12月18日に公布、同日施行している。

施行後、これまでに該当する事例について相談は受けていないが、今後対象となる事例の相談があった場合には生活保護部局と連携し、適切に対応していく。

質疑等：なし

### ⑧報告事項3 成田市国民健康保険人間ドック受検費助成規則の一部改正について

#### ○事務局（三上係長）

報告事項3について説明。

令和6年度第1回国民健康保険運営協議会の中で議案とし、「被保険者の健康の保持・増進を図るための持続可能な助成制度とするため、他自治体と比較して高い水準となっている助成上限額や助成率を見直す必要がある」ことを主な改正理由として説明し可決された。

この改正案を基に規則改正に向けた庁内の調整を進めたところ、庁内からは、「人間ドック助成事業は、被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て、健康の保持増進を図り、結果として医療費抑制につながる事業であり、市としては特定健診とともに受検してもらうよう努めているものである。助成条件の見直しを行うことで事業実施の趣旨と相反することになってしまうのではないか。」、「本事業の実施

の趣旨や事業実施の効果から鑑みて助成条件の見直しを行わなくても良いのではないか」といった意見があった。

このような意見を受け、規則改正についてあらためて庁内で協議をした結果、令和7年度からの規則改正は取り下げることとなったことを報告させていただく。

なお、県内自治体においても人間ドック助成の条件を見直す動きが見受けられることから、今後も県内自治体の実施状況も参考としつつ、人間ドック助成事業実施の趣旨に反することのないよう、特定健診等の保健事業とも一体的に考えながら、助成条件の見直しについて改めて検討を進めていく予定としている。

質疑等：なし

#### ⑨報告事項4 その他

##### ○事務局（宇井係長）

報告事項4について説明。

その他として事務局から、令和7年度 税制改正の大綱に示されている2点について報告。

1点目は、法定課税限度額の引き上げについて。令和7年度も昨年度に引き続き法定課税限度額が引き上げられる予定であり、成田市としては、国民健康保険加入者にとって負担増となる改正であるため、改正にあたっては当運営協議会及び議会にお諮りする必要があると考えていることから、令和7年度は法定課税限度額に合わせて引き上げる改正を専決処分にて行わず、例年どおり1年遅れの令和8年度以降で対応していきたい。

2点目は低所得者に対する国民健康保険税の減額判定所得の引き上げについて。改正された場合には令和7年度の国民健康保険税の課税に支障がないよう、専決処分により国民健康保険税条例の一部を改正する予定でいる。なお、この改正については、次回開催される当運営協議会で報告させていただく予定である。

質疑等：なし

#### 6. 傍聴

なし

#### 7. 次回開催日（予定）

令和7年7月